

ID: 2

担当部署: 総務課

処分の概要	立入り又は使用についての許可		
例規名 根拠条項	聖籠町庁舎等管理規則 第10条第1項		
例規番号	昭和52年 規則第11号		
<p>【根拠条文】 (立入り又は使用についての許可) 第十条 町庁舎等において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ総括管理者の許可をうけなければならない。</p> <p>一 物品の販売、宣伝、勧誘、その他これに類する行為 二 貼り紙、看板、旗、けんすい幕、その他これに類する物を掲示し、又は提出すること。 三 テントその他これに類する施設を設置し、又は定められた場所以外にみだりに物件を置くこと。 四 集合のため町庁舎を使用すること。 五 現行標示以外の標示、標識を行うこと。</p> <p>2 前項の許可をうけようとする者は、町庁舎等使用許可願(第一号様式)を提出し、総括管理者の許可をうけなければならない。ただし、同管理者が軽易なものと認めたときは、口頭をもつて許可願いに代えることができる。</p> <p>3 総括管理者は、前項の場合において許可を与えたときは、町庁舎等使用許可証(第二号様式)を願い人に交付するものとする。ただし、同項ただし書による許可願いについては、口頭をもつて許可証に代えることができる。</p>			
【基準】			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日